Top Interview

税理士法改正による国民の利便性向上と今後の課題

森 金次郎氏
日本税理士会連合会会長

平成13年5月25日成立、平成14年4月1日施行の改正税理士法で出廷陳述件が付与されるなど国民の利便性が向上した。改正の要点を中心に、現在までの取り組み、課題、および今後の抱負を、日本税理士会連合会会長・森金次郎氏にお聞きした。

聞き手　株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫

改正税理士法の要点

反町　平成14年4月1日に施行された改正税理士法の要点、および日本税理士会連合会（以下、日税連）のこれまでの取り組みについて、うかがってまいりたいと思います。

森　前回の税理士法の大改正は昭和55年でしたから、それからすでに20年以上が経過しており、その間、経済社会情勢は大きく変化しています。その変化に対応して、国民のニーズにしっかり応えられる税理士法にしなければならない。そのような認識の下、平成10年4月、国税庁と大蔵省主税局、日税連の三者で勉強会をスタートしました。また、自由民主党の税理士制度改革推進議員連盟におかれましても精力的な審議をしていただきました。改正の大きなテーマは二つ、規制緩和と国民の利便性の向上に資することです。

反町　改正の成果として、補佐人制度が設けられ、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく補佐人として弁護士とともに出頭し、陳述できる権限が付与されました。

森　それまで税理士は国税不服審判所※1までは関与できたのですが、訴訟になると、訴訟代理人たる弁護士の領域とされ、税理士はタッチできませんでしたが、現実には税に精通した弁護士は多くないわけです。

反町　税法はもともと複雑な上、毎年変わりますから、税を専門としない弁護士はとてもついていけません。そもそも簿記が分からなければ、帳簿をめぐる訴訟は遂行困難であり、結局その不利益は納税者に帰すことになります。

森　その弁護士が裁判においては、国税庁派遣の訟務官など数人の専門家を相手にしなければなりません。準備書面提出があるとはいえ、弁護士が法廷で丁

※1　国税不服審判所：1970年5月に国税庁の附属機関（現在は特別の機関）として設置。国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などの執行機関から分離された別個の機関として、国税に関する法律に基づく処分にかかる審査請求について裁決を行い、納税者の正当な権利利益の救済を図る。

丁発止のやりとりができないことは納税者にとってマイナスではないか。加えて今後、日本もアメリカのような訴訟社会となり、税務訴訟が増加することも予想されます。そこで納税者の利便性を考えれば、訴訟代理人と裁判所に出頭して陳述する権利を税理士に与えていただきたい、とお願いしました。日本弁護士連合会、最高裁判所等の理解を得て、何とか今回認めていただきました。

反町　大きな前進だと思いますが、税法に詳しく、税額算出の数式にも詳しい税理士こそ租税訴訟の主体たるべき存在であり、私としては、さらに単独の訴訟代理の権限が付与されてしかるべきであると主張してまいりました。

森　ありがとうございます。ただ、試験制度から変えませんと、そこまではなかなか納得されないと思いますが。

反町　税理士の資格試験に憲法、民法、民事訴訟法、行政法、行政訴訟法を加える必要があるのでしょうが、短答式で数問ずつ入れればよいかと思います。また、法律の解釈技能をマスターする必要はありますが、実体法を理解されている税理士にとっては、それほど難しいことではないはずです。ことは、ペーパーレベルの試験ですから、パーフェクトを求めてはならないと思います。

森　時間をかけても検討していきたいと思います。

試験免除制度の見直し

反町　今回、試験の免除制度の見直しが行われました。

森　税理士の資格を取得するルートはいくつかありますが※2、そのうちの一つに、大学院において関係する二つの修士の学位取得者は、税理士試験を免除される制度がありました。そのルートの資格取得者は増え続け、今や税務署の出身者より多数になっています。問題は、その制度が設けられた時代とは状況が大きく異なっていることです。当時の修士といえば、博士の前段階として、それ相応の力を持っていたのでしょうが、今や無試験で税理士資格を与えられ、論文も簡単だと抜け道のように使われるケースが出てきています。

反町　税理士に必要な知識と修士論文のテーマは自ずから異なりますね。

森　しかも、今やインターネットで1科目200万円とか150万円で修士論文を請け負う「書き屋」なる人まで登場しているのです。この状況はさすがに目に余るということで、少なくとも国家試験の5科目のうち2科目は受験し、あとの科目については、しっかりとした修士論文を書けばよいこととされました。規制緩和という世の流れからすると逆行のようですが、やはりそこはしっかりしなければならないだろうということです。

反町　他の国家資格制度との比較からも、その程度の制限は合理的だと思います。税理士になる別のルートとして、これまで国税局長の許可を受けた公認会計士が税理士の登録をすることなく業務ができるという特例がありましたが、今回の改正でそれが廃止されました。森会長は、公認会計士制度改正についても発言されていらっしゃいますね。

森　今回の公認会計士法改正は、監査の充実・強化を図るため、現在約1万5,000人の公認会計士を平成30年までには5万人までにしようというわけです。なぜ5万人もいるのかというと、企業内の監査部門を強化するため、いわゆる企業内会計士を各社数人ずつ置くとすれば、それで2万4,000〜2万5,000人はいるだろうという計算です。私は、もくろみ通りに産業界が採用するとは限らないので、5万人体制という数字が一人歩きするのは具合が悪いのではないか、そう金融庁

※2　税理士資格の取得方法：税理士資格は、①税理士試験に合格した者、②税理士試験を免除された者、③弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む）、④公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む）のいずれかに該当する者に与えられる。

※3　書面添付：税理士法第33条の2第2項に規定している書面。「税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従つて作成されていると認めたときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。」

※4　地方自治法第252条の28第2項「普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。」

に申し上げました。

5万人体制で監査を強化されること自体は、われわれが反対する理由はありませんが、問題は資格試験です。私は、公認会計士は監査業務の専門家、税理士は税務業務の専門家として共生するべきであると考えていますが、公認会計士になれば、自動的に税理士となる資格が付与されます。この制度を残したまま大幅に公認会計士が増えれば、難しいと言われている税理士試験を回避して、公認会計士試験を受ける人が多くなるのではないか。そのためにも公認会計士試験は、租税法のみをもって税理士試験の税法科目すべてを免除するのでなく、相続税、消費税等はきちんと学び、税理士試験と同等のハードルをクリアしていただきたいと主張しました。また、公認会計士と税理士の試験において共通科目の相互免除制度を導入するということがありますが、私は、これは考え方として合理的であり、導入すべきだと思っています。

納税者の利便性向上

反町　税理士法改正で、書面添付※3にかかる意見聴取制度が拡充されました。税務署職員は、添付書面を添えた申告書に疑問があるとき、帳簿の調査に入る前に、税理士に意見を述べる機会を与えなければならないという仕組みで、納税者にとってはありがたい制度です。

森　これに対しては、税務調査を簡略化するということで、税務署の下請けではないかという意見がありましたが、そうではなく、税理士が自ら作成した書類に責任をもつということです。私もこれはいい制度だと思います。極端に言えば、6割が赤字法人なのですから、それらすべてに付けた方がよいと思うのですが、現状としては、まだ利用率が低く、5〜6%に止まっています。あるいは個々の税理士に責任感とでもいうような意識があるのかもしれません。

反町　税理士法第2条に「税務の代理」とあります。法律上、税理士は納税者側の代理人の立場であり、中立に双方の利害を調整する仲裁人ではないのですから、そこはきちんと主張していいはずです。また、この制度によって、裁量による曖昧さが書面の記載事項を利用することで整理されていくことも期待できますね。

森　私としては少なくとも税理士の利用率を20%までにはもっていきたいと考えています。

反町　次に、今回、設立が認められることになった税理士法人についてうかがいたいと思います。

森　税法といっても、法人税、所得税、相続税、消費税と多種多様であり、加えて税務業務が高度化・複雑化する中、一人の税理士がすべてをクリアすることはますます大変になっています。納税者の利便を考えれば、やはり複数の税理士が共同で利用者のニーズに応えていくべきだろうと。

反町　実務に大きな影響を与えることが予想される改革ですから、業界内部に抵抗があったのでは?

森　公認会計士における監査法人のような寡占化への懸念があったことは事実です。しかし時代の流れとして、やはりお互いが競争しなければならない。個人は個人なりに、法人は法人なりにやっていく方法が必ずあるはずで、そこは自らの才覚でやっていくべきだということで、今回踏み切りました。また、事業継承の問題もあります。法人で仕事をすれば、1人の税理士が廃業しても、クライアントに迷惑をかけることになりませんから。

反町　その他、税理士法改正では、規制緩和の観点から、報酬規定の会則記載事項から削除され、広告の自由が認められました。

森　仰せの通りです。そのほか、税理士の独立性ということでは、これまで財務大臣に税理士会や日税連の役員を解任する監督権限がありました。われわれは完全なる自治まで求めませんが、この規定は、あまりにも時代にそぐわないということで、今回、外していただきました。財務大臣の監督権限にもう一つ、総会決議の取消し権がありますが、行政として訂正すべきこともあるだろうと、こちらについては残すことになりました。

反町　税理士法改正に伴い、職域が広がりました。それに対応するための研修制度の充実が求められますね。

森　私は税理士法で強制研修を規定してほしいと要望しましたが、一つは、規制緩和の流れに逆行すること。もう一つは、税理士は6万7,000人おり、東京税理士会だけで1万7,000人、近畿税理士会は1万3,000人いますから、強制研修ともなれば、研修施設等キャパシティの問題でどうしても対応が難しいわけです。そこで会則の努力規定として設け、この4月から36時間研修を始めています。書面添付の制度などで、まだ会員の認識が足りないという課題があることから、改正税理士法の定着に向けて、日税連として全力を挙げて取り組んでいるところです。

230万の中小会社の会計基準

反町　税理士の活動領域の広がりに伴い、今、業法である税理士法に限らず、地方自治法の外部監査※4をはじめ、さまざまな法律で「税理士」と明記されることが増えているようです。

森　これまで法律のうち「税理士」と入っているのは業法の税理士法だけで、そ

の他の法律には一切入っていなかったのですが、行政と接触するうち、それがネックになっていることに気付きました。やはり行政の方々は法律で位置付けられていることを尊重する。そこで活動の場を法律上、明確にする必要性を感じまして、まず平成9年の地方自治法改正の際、これは閣議決定の後でしたが、国会の委員会の段階で運動を起こし、包括外部監査制度※5の監査人の一員として税理士を入れていただきました。

反町　独立行政法人制度を地方にも導入するための地方独立行政法人法案※6が国会に提出され、衆議院本会議で可決されましたが、地方独立行政法人に対する業務監査でも、税理士を活用する旨が明記されました。

森　当初、地方独立行政法人の会計監査ということで、総務省にお願いしたのですが、税理士が地方自治法の外部監査に入ったから、独立行政法人も、ということにはならない。地方自治法の監査は事務の執行が適正かどうかを判断することであって意味合いが違う。独立行政法人の監査は企業会計原則に基づく財務諸表の監査だから、やはり公認会計士の守備範囲であろう、と。では、何か税理士を活用する方法はないか、全法人に義務付けられる業務監査について、弁護士や税理士などから地方自治体の長が監事として任命することを法案に明記すること、また監事の補佐人、補助者として税理士を置くことができる、という文言を施行通知に入れていただけることになりました。

反町　さらに商法の改正では、従来、弁護士とされていた現物出資の財産価格の証明者の制度が拡充され、税理士が追加されました。

森　私は、法制審議会のメンバーとして、税理士を入れることを主張していたのですが、それに対して反対意見が出ました。税理士による財産評価は、まだ、わが国の一般社会の慣行ではなく、税法、通達の範疇で行われている。商法は一般社会慣行だから税理士が入るのは抵抗がある、そういう意見です。

反町　しかし、現に税理士を除いて企業の財産評価を広く担当している専門家はいません。裁判官も弁護士も専門外でしょう。

森　われわれ税理士は、税務業務の関係ですべての財産を評価する業務をしています。だから一般社会慣行と言えないことはない。あるいは逆転する場合、どうするのか。評価して時価評価の方が低い場合にも、通達に基づいて高くすれば、損害賠償請求を受けることもあり得る。そのようなことを縷々説明して認めていただきました。これについては中小企業庁にも中小企業団体にもご支持いただきました。

反町　時代の趨勢からも、商法特例法※7の大会社だけでなく、中小会社にも任意監査※8を入れていく必要がありますね。

森　平成17年の通常国会に商法（会社法）の抜本的な改正法案を提出しようと、現在、法制審議会で議論が行われており、そこで中小会社の会計監査について検討されています。日本には中小企業は実に500万社もあり、うち230万社が中小会社と言われています。仮に任意になったとしても、その一部の10万社が監査を受けるだけで、大変な作業となりますが、やはり時代の流れとして、どうしても必要です。これまで日本の中小会社というのは、あなたのところとは、おじいさんの代からの長年のお付き合いですから、といった情実の取引が少なくありませんでしたが、これからの時代、そうはいかなくなるでしょう。まず財務諸表を見せてください、ということになった場合、計算書類の適正担保の仕組みがなければ、取引一つできません。

※5　包括外部監査制度：地方公共団体が監査人資格者と契約を締結し、各年度1回以上行われる。都道府県や政令指定都市、中核市には義務付けられている。またそれ以外の市町村でも、自主的に条例を定めることによって導入することができる。

※6　地方独立行政法人法案：自治体が直接設置・運営する公的部門である大学や水道、鉄道、バス、病院、社会福祉などの事業を、独立行政法人化できるようにする内容。

※7　商法特例法：正式名は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」。1974年4月2日公布。1974年10月1日施行。株式会社の監査等に関して、株式会社の規模に応じた基準を定めた法律。

※8　任意監査：商法特例法第2条第2項に定めている。「資本の額が1億円を超える株式会社（第1条の2第1項各号のいずれにも該当しないものに限り、清算中のものを除く）は、定款をもつて、特例の適用を受ける旨を定めることができる。」

※9　M&A［Merger and Acquisition］：企業の合併・買収。

※10　中小会社会計基準：平成14年12月19日中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」の報告書を踏まえて日税連が作成したもの。日税連作成のチェックリストが添付されているのが特徴。

※11　建議書：税理士法第49条の11「税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる」という規定に基づいて、日税連が毎年、財務省・国税庁・総務省・政府税制調査会に行っている税制改正の建議。

※12　弁理士法第6条の2第1項「弁理士は、第15条の2第1項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第27条の3第1項の規定によりその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。」

※13　司法書士法第3条「司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。…⑥簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。」

反町　M&A※9を含め正確な情報に対するニーズはますます増えています。

森　中小会社の会計のあり方が重要な課題になっていますが、証券取引法の定める複雑な会計基準を強制すれば中小会社に過大な負担となります。また、企業会計基準は今、原価主義、連結納税と国際会計基準に近づけるための議論が行われ、中小企業が置き去りにされている観があります。230万社に及ぶ中小会社の企業会計基準があってもいいのではないか、そう主張しましたところ、昨年3月、中小企業庁は中小企業の会計に関する研究会を発足させ、6月には報告書を公表しました。それに基づいて日税連で検討して今回、一つの枠組みとして独自の中小会社会計基準※10を発表しました。

反町　税理士の職域としては新たな分野であり、今後日本経済に新たな企業がぞくぞく誕生するためにも、普及が望まれます。

森　今、日本の中小会社は元気がありませんが、計算を公開することになれば、赤字は格好が悪い、がんばろうという活力が湧くはずです。私はこれを普及して一般社会慣行化することが日税連として当面の最重点施策のひとつと位置付けています。

さまざまな分野への進出

反町　今後の課題としてはどのようなことがありますか?

森　取り組んでいきたいことに公益的業務があります。これまでもわれわれ税理士は、自治体の外部監査人、あるいは各種委員などを通じて税の専門知識を提供することで社会貢献してまいりましたが、最近の民事調停では税務の知識が求められる事案もあり、裁判所から就任要請もあります。また、成年後見制度では財産管理の面で期待されています。

反町　公益ということでは、原則課税か非課税かという問題があります。

森　NPO法人は急増して、すでに1万1,000強ほどあるそうですね。

反町　およそ日本で活動する以上、税金は払うべきでしょう。公益法人であろうと公共サービスは利用するのですから。公共法人にしても、広大な土地を占拠しながら固定資産税を払わないのは不合理です。少なくとも地方税くらいは払うべきであると建議書※11に入れていただけませんか。

森　いずれにせよ大きな問題であることは認識しており、検討していきます。

反町　今や国民の税理士に対する期待はますます高まるばかりです。構造改革特別区域で、学校法人や医療法人に株式会社の形態が認められれば、企業会計原則で帳簿をつけることになります。また現在、司法改革で行政訴訟法改正が議論されていますが、何といってもその中心は税です。

森　6万7,000人という大所帯で、研修一つするのも大変ですが、さまざまな仕事に前向きに取り組んでいかなければならないと思っています。

反町　時代の変化を考えると、税理士の試験は今後、計算に比重を置くより、法解釈を入れるべきではないでしょうか。それによってタックスロイヤーとして税務訴訟や税務相談に限らず、さらにさまざまな分野に進出できるはずです。

森　今まで述べてきた通り、税理士の業務はタックス・アカウンタントにとどまらず、タックス・ロイヤーとしての業務がますます増え、かつ重要になってきました。

反町　公認会計士だけでなく、司法制度改革によって、当然、税理士の業務を行うことができるとされる弁護士も大幅に増える時代が訪れます。

森　やがて税を専門に扱う弁護士も出てくるでしょうね。

反町　今や各士業が、それぞれ職域を堂々と主張され、それを当局が認める時代です。弁理士は弁護士と共同のかたちですが、訴訟代理権を獲得し※12、司法書士も簡裁訴訟代理権を得ています※13。隣接法律専門職のバランスからいっても、次回の税理士法の改正では、単独で訴訟を担えるよう、ぜひ訴訟代理権を要求してください。各士業間の垣根が低くなり、相互参入の流れが生じる中、専守防衛ですと、押し込まれてしまいます。

森　これからは攻めていきましょう。

反町　森会長の代に改革が大きく前進し、職域が広がりました。さらなる拡大に向けて、会長に対する会員の方々の期待には大なるものがあると思います。

森　そういう時代に居合わせたということだと思います。税理士の意識改革、制度の見直し、社会貢献、この三つをキーワードとしてさらなる見直しを続けていきたいと思います。

反町　今後ともリーダーシップを発揮され、納税者の利益のためご尽力ください。本日はご多忙のところ、忌憚のないご意見を賜り、誠にありがとうございました。

日本税理士会連合会会長

森 金次郎(もり きんじろう)

1950年3月立命館大学専門学部文学科卒業。1960年2月税理士登録。1969年6月大阪合同税理士会京都府支部長。1973年7月日本税理士会連合会常務理事。1980年10月京都府監査委員。1993年6月近畿税理士会会長。同年7月日本税理士会連合会副会長。

【現職】

日本税理士会連合会会長(1997年7月～)、企業会計審議会委員(2000年4月～)、政府税制調査会委員。(2000年9月～)、法制審議会臨時委員[会社法部会](2002年7月～)、国税審議会臨時委員[国税審査分科会](2003年1月～)、地方税電子化推進協議会委員(2001年3月～)、財団法人日本税務協会理事(1997年7月～)、財団法人日弁連法務研究財団評議員(1998年4月～)、財団法人日本国際教育協会監事(1999年8月～)、国民生活金融公庫運営懇話会委員(2002年6月～)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com